

東南アジア・オセアニア地域 税務ニュース

2026 年 8/9 月合併号 | Volume 57

目次

01	今月のハイライト	p.1
02	各国税務ニュース(2026 年 9 月 1 日時点)	p.2-4
	オーストラリア インドネシア マレーシア フィリピン	
	シンガポール ベトナム	
03	セミナー情報	p.5
04	各国問い合わせ先	p.6

今月のハイライト

1. オーストラリア国税庁は、グローバルミニマム課税および国内ミニマム課税に関する申告義務の経過措置を定めた実務コンプライアンスガイドラインを更新し、GloBE 情報申告書の一元的な届出・交換に関する共通理解を反映しました。これにより、対象国・地域においてグループ代表者が期限内に GIR を提出し、各国・地域で必要な GIR 通知が適時になされている場合、現地での GIR 提出義務に対するペナルティが免除される他、関連する GIR 交換期限前に現地提出義務が強制されないことが明確化されています。
2. マレーシア内国歳入庁は、2026 年 7 月 30 日に、関連者間金融取引に係る移転価格ガイドラインを公表しました。本ガイドラインは、2024 年移転価格ガイドラインの第 9 章におけるグループ内ローンについての規定を補完する位置付けになります。本ガイドラインでは、グループ内ローンの利率の決定にあたっては、貸し手の観点および借り手の観点の双方を考慮する必要があることが述べられています。
3. シンガポール金融通貨庁は 2026 年 7 月 31 日、ファンド向けの税制優遇措置に関する通達を公表しました。この通達によりセクション 13D、13O、13OA および 13U スキームに関する要件等が更新されました。また、同庁は 2026 年 8 月 19 日、グローバルな資産管理ハブとしてのシンガポールの地位向上を目的とした新たな支援策も発表しました。この支援策にはファンド運用に係る利益連動報酬の免税措置が含まれています。
4. ベトナム政府は、関連者間取引に関する税務管理について定める政令を公布しました。本政令は、移転価格税制の中核的な枠組みを維持しつつ、税務管理およびコンプライアンスの複数の分野において限定的な改善を導入しています。

オーストラリア



Payday Super:ATO が新たな自主開示報告書に関する指針を公表

オーストラリア国税庁(ATO)は、Payday Super 制度におけるスーパーアニュエーションの支払遅延に関する自主開示(Voluntary Disclosure)報告書の新様式についてガイダンスを公表しました。新しい報告方法では従業員ごとの明細提出が不要となり、集計金額ベースでの報告へと簡素化されましたが、開示内容を裏付けるための従業員レベルの詳細な計算記録は引き続き重要です。そのため、自主開示を検討している雇用主は、新様式の適用方法を正しく理解し、ATO の要件に沿った十分な証憑資料を準備するため、早期に専門アドバイザーへ相談することが推奨されます。

第 2 の柱(Pillar Two)に係る提出義務の経過措置に関するガイドラインの更新

ATO は、グローバルミニマム課税(Pillar Two)および国内ミニマム課税に関する申告義務の経過措置を定めた実務コンプライアンスガイドライン PCG 2025/4 を更新し、OECD の GloBE 情報申告書(GIR)の一元的な届出・交換に関する共通理解を反映しました。これにより、対象国・地域においてグループ代表者が期限内に GIR を提出し、各国・地域で必要な GIR 通知が適時になされている場合、現地での GIR 提出義務に対するペナルティが免除される他、関連する GIR 交換期限前に現地提出義務が強制されないことが明確化されています。

財務省による外国投資承認条件の見直し

2026-27 年度連邦予算で発表された外国投資制度改革の一環として、財務省は既存の外国投資承認条件の見直しを開始しました。今回の見直しでは、国益および国家安全保障上のリスク低減に実効性のない条件や他の規制と重複する条件の削除、ならびにリスク管理を強化するための条件の更新が検討されます。まずは税務条件に重点が置かれ、その他の条件についても今後コンサルテーションを経て見直される予定ですが、現時点では既存の承認条件および関連するコンプライアンス義務は引き続き有効であり、投資家には順守が求められます。

外国投資ポータルおよびタックスチェックリスト

外国投資ポータルが 2026 年 7 月に更新され、申請手続きや情報管理の利便性が向上しました。また、新たな外国投資タックスチェックリストが導入され、一部案件では提出が義務化されています。これにより、審査に必要な税務情報を事前に提供することで、審査遅延の削減が図られます。

2026-27 年度連邦予算—財務省が裁量信託に対する 30%最低税率について意見募集

2026-27 年度連邦予算で提案された裁量信託への最低 30%課税制度について、財務省は制度の適用範囲や徴収方法、組織再編時の救済措置、未払受益権(UPE)への Division 7A 適用などに関する意見募集を実施しました(7 月末に終了)。裁量信託を利用する納税者に影響を与える可能性があるため、今後の制度設計の動向が注目されます。

ペナルティユニットが 2026 年 7 月 1 日より引き上げ

連邦政府は 2026 年 7 月 1 日からペナルティユニットを 330 豪ドルから 364 豪ドルへ引き上げました。これに伴い、無申告・期限後申告(FTL)を含む税務上の各種ペナルティが増額され、SGE(Significant Global Entity)の FTL ペナルティ上限額も 82.5 万豪ドルから 91 万豪ドルへ引き上げられています。新しいペナルティ額は、2026 年 7 月 1 日以降に提出期限を迎える書類に適用されます。

上記の内容は、2026 年 8 月に発行されたニュースレターに基づいて作成しています。詳細は、[Monthly Update August 税務アップデート](#)をご参照ください。

インドネシア



税務代理人に関する新しい規則

2026 年 7 月 6 日に公布・施行された財務大臣規則第 44 号(PMK-44)は、納税者代理人に関する従来規則を改正し、代理人となり得る者の範囲や手続きを見直しました。税務コンサルタントや家族に加え、新たに登録証明書(SKT)を有する「その他の関係者」が代理人となることが可能となります。また、DGT 行政システムへの登録要件、委任状への有効期間の明記、代理人の選任・取消手続きなどが明確化されました。企業は既存の委任状や代理人管理体制について、新規則への適合状況を確認することが望まれます。

マレーシア



関連者間の金融取引に係る移転価格ガイドラインの公表

マレーシア内国歳入庁は、2026 年 7 月 30 日に、関連者間金融取引に係る移転価格ガイドラインを公表しました。本ガイドラインは、2024 年移転価格ガイドラインの第 9 章におけるグループ内ローンについての規定を補完する位置付けになります。

本ガイドラインでは、グループ内ローンの利率の決定にあたっては、貸し手の観点および借り手の観点の双方を考慮する必要があることが述べられています。

また、グループ内ローンの利率を決定するアプローチとして、独立価格比準法以外にも、一定の条件のもとで資金調達コスト法 (Cost of Funds Method) や簡便法 (Simplified Method) を適用できることが示されました。なお、簡便法を適用できるのは、マレーシア居住者に対するリングギット建てのローンの場合に限られます。

フィリピン



特定の取引に対する 0.5% CWT 税率に関する規定の明確化

内国歳入庁 (BIR) は 2026 年 7 月 20 日付で通達 (RMC No. 79-2026) を公表しました。同通達は、2025 年 9 月に発行された歳入規則 (RR No. 24-2025) で導入された、特定取引に対する 0.5% の控除可能源泉徴収税 (Creditable Withholding Tax: CWT) の適用範囲および取り扱いを明確化するものです。特に自動車、医薬品、燃料関連製品を取り扱う企業に影響を与える可能性があり、対象取引の有無や適用方法について、あらためて確認することが重要です。

シンガポール



ファンド向け税制優遇措置に関する通達の公表

シンガポール金融通貨庁 (MAS) は 2026 年 7 月 31 日、ファンド向けの税制優遇措置に関する通達を公表しました。この通達によりセクション 13D、13O、13OA および 13U スキームに関する要件等が更新されました。主な変更点は以下のとおりです。

1. 非シングルファミリーオフィスファンドに対する指定投資における年間最低運用資産額に係る要件の廃止
2. シングルファミリーオフィスファンドに対する要件の変更
3. 現物の投資用貴金属を指定投資として認定する際の 5% の上限の廃止

Tax Bulletin では、非シングルファミリーオフィスに関連する変更点に焦点を当て、解説を行っています。

アセットマネジメント業界向けの新たな免税措置等の導入

金融通貨庁は 2026 年 8 月 19 日、グローバルな資産管理ハブとしてのシンガポールの地位向上を目的とした新たな支援策を発表しました。この支援策にはファンド運用に係る利益連動報酬の免税措置が含まれています。この免税措置に係る現時点での留意点は以下のとおりです。

1. 2027 賦課年度より適用予定
2. 適格ファンドの運用に伴い発生する利益連動報酬が対象 (通常の給与・賞与は対象外)
3. 詳細な要件は 2027 年度予算案で公表予定

なお、上記の免税措置に加え、下記の支援策も発表されています。

- 政府によるヘッジファンド共同投資プログラムの創設
- 高度人材ビザ (ONE Pass) への投資管理トラックの創設

**関連者間取引に係る税務管理に関する政令 255/2026/NĐ-CP—主な改正点と実務上の留意事項**

ベトナム政府は、関連者間取引に関する税務管理について定める政令 255/2026/NĐ-CP (以下「政令 255」) を公布しました。

政令 255 は、政令 132/2020/NĐ-CP および政令 20/2025/NĐ-CP に代わるものです。新政令は、移転価格税制の中核的な枠組みを維持しつつ、税務管理およびコンプライアンスの複数の分野において限定的な改善を導入しています。

主な改正点には、ベンチマークデータソースの優先順位の規定、移転価格文書化免除制度の改訂、および国別報告書 (CbCR) に関するより詳細な要件が含まれます。

政令 255 はまた、CbCR 交換メカニズムに関する税務当局の透明性に係る義務も導入しており、これが国内提出義務の実務上の適用に影響を及ぼす可能性があります。

政令 255 は 2026 年 7 月 1 日に発効し、2026 年度の法人所得税期間から適用されます。

事前確認制度 (APA) 枠組みの適用に関する通達 95/2026/TT-BTC

2026 年 7 月 1 日、財政省は通達 95/2026/TT-BTC (以下「通達 95」) を公布し、ベトナムの租税条約、相互協議手続 (MAP) および事前確認制度 (APA) の適用に関する最新のガイダンスを示しました。通達 95 は 2026 年 7 月 1 日に発効しています。本通達は、租税条約の実施に関する通達 205/2013/TT-BTC および APA に関する通達 45/2021/TT-BTC に代わるものです。

本通達の発効日前に提出されたものの、まだ合意に至っていない APA 申請についても、新税務管理法および通達 95 に基づいて処理されます。

税務行政に関する新政令の公布

政府は、2026 年 6 月 30 日付政令 252/2026/NĐ-CP を発布し、税務行政法第 108/2025/QH15 号 (「2025 年税務行政法」) の施行に関する指針を示しました。政令 252 は 2026 年 7 月 1 日から施行されます。

政令 252 は、税務行政手続に重要な変更を加え、デジタル化、データ統合、およびコンプライアンス要件の強化に重点を置いています。また、旧税務行政枠組みの下で発行された既存の複数の規則に代わるものとなります。

ベトナムの二重課税防止条約の適用に関する新たな枠組み

2026 年 6 月 30 日および 7 月 1 日、財政省は、税務行政に関する法律および政令のいくつかの条項の実施に関する指針を示す通達 89/2026/TT-BTC (以下「通達 89」) と、ベトナムの二重課税防止条約 (以下「DTT」)、相互協議手続 (以下「MAP」)、および事前価格決定合意 (以下「APA」) の適用に関する指針を示す通達 95/2026/TT-BTC (以下「通達 95」) を発行しました。両通達は 2026 年 7 月 1 日に発効しました。

DTT 関連事項については、通達 89 および 95 は、通達 205/2013/TT-BTC (租税条約の実施に関するもの)、通達 80/2021/TT-BTC およびその後の改正 (DTT 手続に関するもの) に取って代わるものです。

発効日前にベトナム税務当局に提出され受理されたものの、まだ処理されていない DTT 申請は、引き続き以前の規則に基づいて処理されます。

税務行政および執行に関する新制度

2026 年 7 月 1 日より、税務行政におけるコンプライアンスおよびリスク管理に関する通達第 94/2026/TT-BTC 号が発効します。本通達は、税務コンプライアンスおよびリスク評価の枠組み、リスク管理ツールならびに関連する税務行政措置を見直すものです。

【オーストラリア】日豪税務コネクト M&A シリーズ Part 1: 豪州インバウンド M&A の税務デューデリジェンスとストラクチャリングの全体像と最新動向

本セミナー「日豪税務コネクト」では、これまで4回にわたり豪州税制の概要や直近の税制改正を日本語で解説し、多くの反響をいただいております。

このたび、日系企業が豪州で M&A 活動を行う際に関連する税制および実務上の留意点を、複数回に分けて取り上げる M&A シリーズ を開始いたします。

第1回となる今回は入門編として、豪州へのインバウンド M&A における税務ストラクチャリングおよび税務デューデリジェンスの基礎を取り上げます。

ただし制度の解説にとどまらず、それぞれの論点について、案件対応の経験から見てきた実務上の留意点や最近の動向(外国居住者 CGT 改正法案の状況を含む)を交えて解説します。

配信期間: 2026 年 9 月 16 日(水)～2026 年 12 月 15 日(火)

【インドネシア】PwC インドネシア PwC 税理士法人共催インドネシアにおけるグローバル・ミニマム課税(ピラー2)制度の初年度対応セミナー(ハイブリッド)

本セミナーでは、グローバル・ミニマム課税制度の概要および日系企業にとって特に影響の大きいポイントについて、実務的な観点から分かりやすく解説いたします。さらに、インドネシアにおける特有論点や想定される対応事項、今後のスケジュールならびにグループ全体での対応における留意点についても、日本およびインドネシアの専門家よりご紹介します。

- 開催日: 2026 年 9 月 11 日(金) ハイブリッド開催(PwC インドネシアオフィス／オンライン)

※ 本セミナーの内容は、7 月 30 日(木)にジャカルタ・ジャパン・クラブにて開催されたものと同一です。

各国問い合わせ先

より詳しい情報、または個別案件への取り組みやご相談につきましては、PwC の貴社担当者もしくは下記担当者までお問い合わせください。

共同統括責任者	神保 真人(税理士法人 パートナー)、菅原 竜二(PwC インドネシア パートナー)	
PwC 税理士法人(日本)	神保 真人、野田 幸嗣(移転価格)、大橋 全寿(移転価格)、青木 一憲(金融・不動産)	
PwC インドネシア	菅原 竜二(カントリーリーダー)、糸井 和光、深澤 直人、井上 由貴、塩澤 祐人、浅井 広太郎、猪原 匡史、沖田 広希、千野根 夏美、山口 エドモンド 虎	問い合わせ先: id_jbd@pwc.com
PwC タイ	武部 純(カントリーリーダー)、山鳥 達彦	問い合わせ先: th_jbd@pwc.com
PwC ベトナム	今井 慎平(カントリーリーダー)、杉本 有里、金原 悠也、武田 勇人	問い合わせ先: vn_jbn@pwc.com
PwC フィリピン	東城 健太郎(カントリーリーダー)、林田 俊哉	問い合わせ先: ph_jbd@pwc.com
PwC マレーシア	杉山 雄一(カントリーリーダー)、佐藤 祐司、小川 信介	問い合わせ先: my_pwc_japandesk@pwc.com
PwC シンガポール	ハワード・オオサワ(カントリーリーダー)、宮尾 祥平、松本 弥生、青地 駿一、野木 玄	問い合わせ先: sg_japan_desk_tax@pwc.com
PwC オーストラリア	寺崎 信裕(税務カントリーリーダー)、長尾 林太郎、小林このは、川井つばさ	問い合わせ先: au_japan@pwc.com

Tax Academy について

PwC 税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的とした e-learning コンテンツを 2022 年 10 月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwC グローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コース(有料)を通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。

詳細は以下をご参照ください。

<http://www.pwc.com/jp/tax-academy>

バックナンバーは、[こちらから](#)ご覧ください。

PwC は、クライアントが複雑性を競争優位性へと転換できるよう、信頼の構築と変革を支援します。私たちは、テクノロジーを駆使し、人材を重視したネットワークとして、世界 137 カ国に 364,000 人以上のスタッフを擁しています。監査・保証、税務・法務、アドバイザリーサービスなど、多岐にわたる分野で、クライアントが変革の推進力を生み出し、加速し、維持できるよう支援します。詳細は <http://www.pwc.com> をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2026 PwC. All rights reserved. PwC refers to the PwC network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details. This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.